

第 11 次長浜市交通安全計画案 概要

第 10 次長浜市交通安全計画からの課題

- 高齢者の交通死亡事故の割合が高い → 全死者のうち 56.5%
- 交差点での事故発生割合が高い → 事故件数の割合 41.3% (県 34.2%)
- 全国で悲惨な事故に子どもが巻き込まれている → 子どもの安全確保の再確認

第 11 次長浜市交通安全計画

～ 交通事故のない安全・安心な長浜市を目指して ～

- 計画の趣旨 交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、長浜市交通安全対策会議が滋賀県の第 11 次交通安全計画に基づき定める、市の区域における陸上の交通安全に関する大綱
- 計画の性格 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 計画の期間 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間
- 理 念 人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故防止に取り組み、特に命に係わる重大な事故の減少を推進し、究極的には交通事故のない長浜市を目指します。

目標 令和 7 年度までに

交通事故 24 時間死者数…4 人以下/年 (令和 2 年…6 人)
交通事故重傷者数…24 人以下/年 (令和 2 年…31 人)

第 1 章 道路交通の安全

【重視すべき視点 (第 3 節 I)】

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保
- ④ **先端技術の活用推進**
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

【施策の柱 (第 3 節 II)】

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底
- 3 安全運転の確保
- 4 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 交通事故被害者支援の充実と推進

【主な施策 (第 3 節 II)】

- ・交通ビッグデータ等の様々な交通情報の活用による交通事故の未然防止(生活道路対策エリア)
- ・「長浜市通学路交通安全プログラム」に基づく計画的な合同点検の実施
- ・「長浜市地域公共交通計画」の策定・推進によるアクセス性の高い地域公共交通ネットワークの確保
- ・ウォークアブルな公共空間の整備
- ・見守り活動による通学路の安全・安心な環境づくり(愛のパトロール)
- ・高齢者の安全確保のための地域の見守り活動の支援
- ・交通安全推進員等と連携した交通安全活動の推進
- ・横断歩道の安全確保(歩行者優先)
- ・高齢運転者支援対策の推進(改正道路交通法の周知等)
- ・先進安全自動車(ASV)の普及の促進

赤字：県市とも新規に記載したもの 青字：県市とも前計画より強化したもの 緑字：市独自の施策を行っているもの

第 2 章 鉄道交通等における安全

【鉄道事故のない長浜市を目指して (第 1 節)】

- 1 鉄道事故の状況

【鉄道交通等における交通の安全についての対策 (第 2 節)】

- 1 鉄道交通に関する安全施策
- 2 踏切道における交通に関する安全施策

第 3 章 計画の推進に向けて

【推進体制】

- 1 すべての関係機関等が連携した交通安全の推進
- 2 庁内推進体制の充実